

寄 附 行 為

財団法人 日本クリスチャン・アカデミー

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人日本クリスチャン・アカデミーという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市左京区一乗寺竹ノ内町23番地におく。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は人間と世界の基本的諸問題を究明して、相互の理解を深め自由、正義そして真理に立った人間生活の確立と社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 5 条** この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 現代社会における青少年のあり方の究明と青少年を対象とする社会教育活動
 - (2) 前号の活動とその成果を継続してより効果のあるものとするための成人を対象とする広範囲な社会教育活動
 - (3) 第1号及び第2号の活動に関する定期刊行物並びに関係諸文書の刊行
 - (4) アカデミーハウス（セミナーハウス）の維持運営
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 6 条** この法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) この法人設立当初日本クリスチャン・アカデミー理事会代表杉山元治郎の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
 - (2) 資産から生じる収入
 - (3) 事業に伴う収入

- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 7 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 8 条 この法人の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定額郵便貯金とするか、もしくは、確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 9 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 10 条 この法人の事業遂行に要する費用は資産から生じる収入、及び事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 11 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

- 2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担)

第14条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第15条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 9名以上12名以内（うち、理事長1名及び常任理事3名以上5名以内）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で理事長1名及び常任理事3名以上5名以内を定める。

- 2 特定の理事とその3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第18条 理事長はこの法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により常任理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常任理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。
- 4 理事は理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第19条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

- 4 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 健康上の問題に起因して職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第21条 役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員選出)

第22条 この法人には、評議員10名以上13名以内をおく。ただし、評議員現在数は、理事現在数の同数以上とする。

- 2 評議員は理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 特定の評議員とその3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第20条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(名誉職及び顧問)

第24条 この法人には必要に応じ、名誉理事長1名及び顧問若干名をおくことができる。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員をおく。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者と見なす。

- 2 理事会の議事はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2** 前2条の規定は評議員会についてこれを準用する。この場合において前2条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は評議員の互選によって定める。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人の解散は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) 収支予算書及び事業計画書
 - (9) 収支計算書及び事業報告書
 - (10) 貸借対照表
 - (11) 正味財産増減計算書
 - (12) その他必要な書類及び帳簿
- 2** 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- 3** 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

(附則)

1961年5月15日 制定

1997年3月10日 改訂

2001年1月 再版(文部科学省版)

2005年5月21日 改訂
(2006年4月1日より施行)

2005年7月29日 認可
(2006年4月1日より施行)